

令和7年3月12日

君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業に係る環境影響評価手続の状況等について

1 根 拠

千葉県環境影響評価条例（平成10年6月19日 条例第26号）

2 事業概要

- (1) 事業者の名称 : 新井総合施設株式会社
- (2) 対象事業の種類の詳細 : 産業廃棄物最終処分場の規模の変更
- (3) 対象事業実施区域の位置 : 君津市怒田字花立及び字広野並びに坂畑字花立及び字横尾の各一部
- (4) 対象事業の規模 : 増加後の埋立処分面積25.3ha
(増加する埋立処分面積8.2ha)

3 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

市原市及び君津市

4 事業計画概要書

送付： 令和6年12月26日（木）

公告：令和7年 1月31日（金）

縦覧： 令和7年 1月31日（金）～令和7年 2月27日（木）

5 環境影響評価方法書

送付： 令和7年 2月 7日（金）

公告：令和7年 2月28日（金）

縦覧： 令和7年 2月28日（金）～令和7年 3月31日（月）

方法書説明会 : 令和7年 3月12日(水) } 君津市内
3月15日(土) }
3月17日(月) }
3月22日(土) 市原市内

住民等意見提出期限：令和7年 4月15日（火）

市長意見提出期限：令和7年 5月 9日（金）

知事意見提出期限：令和7年 7月14日（月）

6 千葉県環境影響評価委員会に係る審議（方法書）

- (1) 諮問 : 令和7年 2月13日 (木)
- (2) 現地調査 : 令和7年 2月21日 (金)
- (3) 審議 : 令和7年 3月12日 (水)